

達せざる場合従来満三歳以上の幼児のみを保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第二順位として選定すること

三、前二項に該當するものの希望数が猶助成豫定施設數に達せざる場合従来満三歳未満の乳幼児十人未満を含め保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第三順位として選定すること

四、同順位にあるものに付ては一年間の開設回数、保育日數、保育兒數及保育時間の多きものより順次選定すること

五、同一市町村内に補助要綱第一に該當する季節保育所施設を創設せんとするときは敷施設に對して助成するも差支なきこと

六、補助要綱第三の限度は同一道府縣内の助成額を助成施設數を以て除したるとき參拾圓を超えざることを要するのみにして個々の施設に對する助成額の限度を示すものには非ざること

七、補助要綱第一第三號の保育日數は特別の事情に依り十日より短きものは可成之を十日以上に延長せしむる様指導すること

八、助成を爲したる季節保育所は春季一回のみの開設に止まることなく秋季其の他必要と認めらるる時季毎に開設せしむる様指導すること

九、補助要綱第二に掲ぐる物品購入費及建物設備費は出來得る限り持寄り又は材料持寄りの上勞力奉仕を爲さしむる様指導すること

十、補助要綱第二に掲ぐる物品は全國略、共通的と思

料せらるるものにして最少限度必要なりと認めらるるもののみを掲げたるものなるを以て其の選擇及右物品以外に必要な物品の調達に當りては當該施設の事情を詳察の上適切なる指導を行ふこと

十一、補助要綱第四の豫算書は國庫補助申請期日迄に議決未済の場合に在りては豫算案を提出し置き議決済の上當該豫算書を追送すること

### 厚生省人口局の兒童保護思想の啓發に關する件の決定

厚生省人口局に於いては兒童保護思想の啓發に關し昭和十八年四月十二日左の如き各地方長官宛通牒を發した。

#### 兒童保護思想の啓發に關する件

(昭和十八年四月十二日 地方長官宛人口局長通牒)

子女の健全なる育成を期し之が保護の徹底を圖らんが爲過く兒童保護思想を啓發するは時局下喫緊の要務なるに鑑み昭和十八年度に於ても特に左記經費に充當するものとして金 圓不日配付可相成候條右御了知の上貴廳に於ても相當經費支出の上其の地方の實情に即したる有效適切なる方途を講じ以て之が徹底に努められ度 追て本件實施狀況に付ては別記様式に依り右經費の使途を明示すると共に項目別に可成具體的なる事業成績書を作製し明年四月末日迄に御報告相成度

#### 記

一、兒童保護思想啓發に關する講演會、協議會、懇談

會又は座談會等に要する經費

二、兒童保護思想啓發に關する調査、研究又は選獎等に要する經費

(別記様式省略)

### 厚生省人口局の昭和十八年度優良多子家庭子女育英費補給要綱の決定に關する件

厚生省人口局に於いては昭和十八年四月、昭和十八年度の優良多子家庭子女育英費補給要綱を決定、その具體的内規と併せて各地方長官宛通牒を發するところあつたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

#### 優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學費の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるる者なること

二 學費不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者なること

三 他の施設に依り學費の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中等學校及之に準ずるものに在學する

者に在りては一人年額二百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等に準ずるものに在學する者に在りては一人年額五百圓以内なること

第三 學資の補給を受けんとする者は四月二十日迄に左の書類を具し市(區)町村長を經由し地方長官に之を提出すること

一 學資補給願(別記第一號様式)

二 履歷書(別記第二號様式)

三 既に履修したる最近三年間に於ける學業成績及性行に關する證明書(別記第三號様式)

四 身體検査書

五 家族調書(別記第四號様式)

入學前に前項の出願を爲したる者其の入學確定したるときは直に別記第五號様式に依り地方長官に之を届出づること

第四 學資補給の決定を受けたる者は其の通知を受けたる日より二週間以内に別記第六號様式に依る誓約書を地方長官に提出すること

第五 學資の補給を受くる者又は其の父母若は父母に代る者左記各號の一に該當するに至りたるときは其の事由の發生したる日より二週間以内に其の旨地方長官に届出づること

一 學資の補給を受くる者又は其の父母若は之に代る者死亡、轉籍、改姓、其の他身分關係に異動ありたるとき

二 學資の補給を受くる者の父母又は之に代る者其の職業及住所を變更したるとき

三 學資の補給を受くる者轉校又は休學し若は停學、退學又は放校處分を受けたるとき

第六 學資の補給を受くる者所定の學校を卒業したるときは當該學校長の卒業成績證明書を具し地方長官に之を届出づること

第七 學資の補給を受くる者已むを得ざる事由に依り轉校、休學又は退學せんとするときは其の事由を詳具し豫め地方長官の承認を受くること

第八 學資の補給を受くる者左記各號の一に該當するときは學資補給の停止、廢止若は補給金の全部又は一部の返納を命ずることあるべきこと

一 學資の補給を受くる者成業の見込なきに至りたるとき

二 學資の補給を受くる者休學し又は轉校理由認められざるるとき

三 學資の補給を受くる者停學、退學若は放校處分を受けたるとき

四 所定の届出を懈怠したるとき

五 虚偽若は不正の届出を爲したるとき

(別記)第一號様式

學資補給願

本籍

現住所

戸主 何某何男(女) 氏 名  
年 月 日 生

私儀

何々學校何學年ニ入學希望(在學中)ニ付テハ學資補給相受度別紙關係書類相添父(母)(兄)ト連署此段相願候也

年 月 日

右本人 氏 名 印

現住所

右本人父(母)(兄) 氏 名 印

何々府(縣)知事

何 某 殿

(別記)第二號様式

履歷書

本籍

現在所

年 月 日 生 氏 名

學業

一、年 月 日 何學校入學

一、年 月 日 何學校卒業(何學年在學中)

職業

一、何々(就職シタルコトアルトキハ詳細具體的ニ之ヲ記載スルコト)

賞 罰

一、何々

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏 名 印

(別記)第三號様式

學業成績及性行ニ關スル證明書

氏 名

年 月 日 生

學年	學科目及性行						性行	席次	備考
	何々	何々	何々	何々	何々	何々			
第何學年									
第何學年							何人(中)		
第何學年							何番(優)		

右之通相違無之候也

何學校長 氏 名 圃

備考

一、最近三ヶ年間ニ學校ヲ異ニシタル者ニ付テハ各學校別ノ學業成績及性行ニ關スル證明書ヲ提出スルコト  
(別記第四號様式)

家族調書

氏名	續柄	生年月日	學歷	職業	收(年額)入	現住所	備考
	戶主						
	(父)(兄)						
	(母)妻						
	長男						
	次男						
	長女						
	何々						
	何々						
	何々						
	何々						
	何々						
	何々						

備考 一、家族中死亡者アルトキハ其ノ死亡理由及死亡年月日ヲ備考欄ニ附記シ置クコト

(別記)第五號様式

入學屆書

本籍

現住所

戶主 何某何男(女)氏 名

年月日生

私儀

今般何々學校第何學年ニ入學致候ニ付テハ父(母)(兄)ト連署此段届出候也

年月日

右本人 氏 名 圃

現住所

右本人父(母)(兄) 氏 名 圃

何々府(縣)知事

何 某 殿

(別記)第六號様式

誓約書

私儀

今般何々學校ニ於テ修學スルニ付學資補給相成候ニ就テハ御規程ヲ遵守シ必ズ成業ヲ期スベク萬一御規程ニ依リ補給金ノ返納ヲ命ゼラレルモ何等異議無之ニ方辨償ノ責ニ任ズベク父(母)(兄)ト連署此段誓約候也

年月日

現住所

本人 氏 名 圃

本籍

現住所

右本人父(母)(兄) 氏 名 圃

何々府(縣)知事

何 某 殿

昭和十八年度優良多子家庭の子女  
の育英に關する件 (昭和十八年四月十三日  
地方長官宛厚生次官通牒)

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上の教育を受けること困難なる者に對し昭和十八年度に於ても別記要綱(上掲)に依り之が學資を補給し以て優良多子家庭の經濟的援護の一方途と爲し國家有爲の人材の養成を圖ると共に多産完育の獎勵に資することと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に關し萬遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

- 一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき義なるも右決定に當りては別記様式(省略)に依り五月末日迄に豫め之を當省に協議すること
- 二 補給額の貴縣配當見込豫算額は金 圓にして右は前項の協議終了後貴官に支出委任可致こと

昭和十八年度優良多子家庭の子女  
の育英に關する件 (昭和十八年四月十三日  
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては特に左記各項御了知の上之が運用の適正を期せられ度

記

- 一 配當見込豫算額は繼續竝に新に詮議すべき者に對

する補給年額なること

- 二 補給額豫定年額は豫算額竝に出願者員數等に關係あるべきも之が決定に當りては中等學校及び之に準ずるものに在學する者に在りては一人平均年額百圓程度、専門學校及び之に準ずるもの以上に在學する者に在りては一人平均年額二百五十圓程度に於て考慮せられ度こと

- 三 補給額は學資補給の規定ある學校(師範學校、陸軍士官學校、同幼年學校、海軍兵學校、通信講習所其他之に類するものを含む)等に入、在學する者又は他の施設に依り學資の補給を受けつゝある者に付ては當該支給又は補給額が前項の標準額に満たざるとき其の差額の範圍内に於て之を決定せられ度こと

- 四 被補給者の成績は最近三學年間各三分の二以内なること

- 五 補給出願者の保護者の年收二千六百圓未満なること
- 六 被補給者は一家庭一人を原則とし特別の事情ある場合と雖も一家庭二人に止められ度こと猶なるべく地理的分布に付ても配意せられ度こと

- 七 被補給者は前各項に依るの外なるべく實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議し豫算の關係上現に補給を受くる學校の卒業を以て原則として一應補給打切の方針とせられ度こと

- 八 現に補給を受くる者に於て新學年に於て繼續補給を受けんとする者に付ては其の學年に於ける當該學

校長の學業成績證明書を添へ願出でしめ要綱第三の

第二號以下の書類添付を省略せしむるを得ること

- 九 前各項に依るの外本豫算額等の關係上補給豫定年額の査定若は被協議者の一部に對しての補給詮議相成ことあるべきこと

- 十 補給出願者中未だ入學確定せざる者あるときは之が協議に當りては其の旨補給額調書に附記し置き其の入學確定したるとき直に之を報告せられ度こと

- 十一 學資補給の停止、廢止又は補給金の全部若は一部の返納を命じたるときは其の事由を具し報告せられ度こと

農林省農村計畫委員會の標準農村設定要綱の決定

皇國農村確立運動の中心施設たるべき標準農村設定の根本方針に關する農林大臣の諮問に答へ、農林省農村計畫委員會に於いては昭和十八年四月七日左の如き標準農村設定要綱を決定した。

標準農村設定要綱

一、標準農村設定方針

標準農村に於ては農業立地の具體的條件に即し耕種、養畜養蠶、農産加工等を通じ適正なる農業經營の確立を圖り生産力を擴充すると共に適當なる自給部面を確保し保健衛生施設等の普及徹底と相俟ち農家生活を健全明助ならしめ、農民をして農業に専念